水質基準項目

供給される水道水が備えるべき要件として水道法第 4 条に基づき水質基準項目が設定されています。

また、それぞれの項目について、人の健康の保護および生活利用上（臭気や洗濯物の着色等）の観点から基準値が設定されています。

No.	項　　目	基 準 値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003 mg/L以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005 mg/L以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01 mg/L以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01 mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01 mg/L以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02 mg./L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8 mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0 mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L以下
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下
22	塩素酸	0.6 mg/L以下
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下
27	臭素酸	0.01 mg/L以下
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0 mg/L以下
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2 mg/L以下
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3 mg/L以下
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0 mg/L以下
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200 mg/L以下
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05 mg/L以下
39	塩化物イオン	200 mg/L以下
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下
41	蒸発残留物	500 mg/L以下
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005 mg/L以下
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下
48	pH値	5.8以上8.6以下
49	味	異常でないこと
50	臭気	異常でないこと
51	色度	5度以下
52	濁度	2度以下